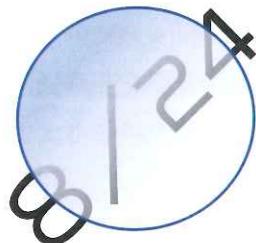


東京税財政研究センター 会報

NO.105

2018.8.3

発行人 永沢 晃
東京都新宿区百人町 1-16-18
センチュリービル 2F
TEL 03(3360)3871
FAX 03(3360)3870
E-mail tzzkc@nifty.com



第25回通常総会開催

新体制スタート・多数の会員の参加で GO!

東京税財政研究センター第25回通常総会が8月24日(金)御茶ノ水全労連会館で午後1時より開催されます。

消費税の10%を1年後に控え、インボイス制度の導入による収入1,000万円以下の業者の切り捨てが大きくクローズアップされ、所得税を中心とする大衆課税の傾向が強まり、税務調査においても、改正通則法の骨抜きを狙う強権的調査が増加するなど、税を取り巻く環境が大きく変動を遂げようとしています。一方「もり、かけ問題」を見る税金の恣意的運用や、必要性のない、アメリカ防衛産業のためのイージスアショアに代表される防衛予算の拡大など、国民生活を無視した税金のムダ使いなどが目に余る状況になってきています。

今総会では、8年間続いた永沢理事長体制から若返りを図る岡田理事長体制が提案されています。会員の皆さんの参加で大いに盛り上げていきましょう。

特別講演

弁護士／鶴見祐策 氏

総会終了後午後3時から同会場で開催します。総会参加者はもちろん、講演だけでもという方も大歓迎です。

演題は「税金裁判闘争の歴史的経過と課題」(仮題)です。

鶴見先生は当センターの「税務行政・権利研究部会」会員でもあります。これまでにも民主的人権擁護の立場から、多くの裁判を手掛けてきました。とりわけ倉敷民商事件では中心的に活躍されております。



— 鳥取砂丘

東京税財政研究センター

第二五回通常総会

日時 二〇一八年八月二十四日(金)午後一時
会場 全労連会館(御茶ノ水)

(1)	事業活動・決算報告	理事長 永沢 晃
(2)	事業活動計画・予算案	役員改選
(3)	ヘレセプション午後5時30分～参加費・5000円	弁護士・鶴見祐策 氏

ヘレセプション午後5時30分～参加費・5000円

特別講演 『税金裁判闘争の歴史的経過と課題』(仮題)

弁護士・鶴見祐策 氏

残業時間の上限規制、 年休取得義務違反 —企業に罰則

「働き方改革」一括法をみる

第196通常国会が7月22日閉幕した。1月22日に召集されてから、32日間延長、182日間の会期は森友・加計問題が焦点であった。その加計問題、獣医学部の新設問題で「本件は、首相案件」と述べた経産省審議官で当時の首相秘書官の柳瀬氏が早々に24日退任した。安倍首相の一貫した森友・加計隠し以外の何物でもない。国会閉幕と共に、幕引きをしたものである。

この国会で、6月29日「働き方改革」一括法が成立した。正式名称は「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」という。労働基準法、じん肺法、雇用対策法、労働安全衛生法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律、労働契約法の8本の法律を一括して一部改正したものである。財界が強く求めていた「働き方改革」の名の下で、いくら働いても一定の時間しか労働時間として認められない裁量労働制の拡大は削除されたが、その一方で、高度プロフェッショナル制度を創設し、労働基準法の適用外として労働時間の規制をいっさい取り払うという戦後の労働法制上例をみない改悪を行った。背景には財界の強い要請があり、政府与党は強引な国会運営で成立させた。

この法律の目的は「労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保等のための措置を講ずる」とある。

法文は難解で理解に時間を要するが、国会審議の中で明らかになったことを参考にしたい。21世紀に入っての「働き方の多様化」は今後の所得税制のあり方にも影響してくるものと考えられるところから、その大筋をみることにする。

1、時間外労働の上限規制

労働基準法で定める1日8時間、週40時間の労働時間を超える場合、36協定で「月45時間、年360時間」まで延長できたが、強制力がなかったのを、この法律で上限を「月45時間、年360時間」と明記した。上限を超えて働く企業は6か月以下の懲役か30万円以下の罰金が科せられる。ただし、例外があり、繁忙期には「100時間未満」とするなど、「過労死認定ライン」とされかねない懸念があると指摘されている。

2、中小企業の残業代

労働基準法で猶予されている中小企業の「月60時間を超える部分の50%増」を2023年4月から、猶予を取りやめる。

3、同一労働同一賃金

雇用者の40%を占める非正規社員の待遇改善を図るために、正規社員との不合理な待遇改善の是正を企業に促す。大企業は2020年4月から、中小企業は2021年4月に施行。どんな待遇差が違法かは労働政策審議会が「ガイドライン」を定め、施行と同時に適用する。

4、有給休暇の取得義務化

2019年4月から、働き手に最低5日は消化させることを、企業に義務付ける。達成できない場合、働き手1人当たり最大30万円の罰金を、企業に科す。

5、高度プロフェッショナル制度の創設（特定高度専門業務・成果型労働制）

法律第一、四「…（一）に掲げる業務に就かせるときは、労働基準法第四章で定める労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定は、対象労働者については適用しない。」2019年4月導入。

「（一）の業務」とは「高度の専門的知識を必要とし、従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くないと認められるものとして厚生労働省令で定める業務」。省令は国会審議を必要としているため、対象が拡大されることが懸念されている。

労働基準法の適用外とする戦後最悪の労働法制であり、国会審議では、この部分を切り離して審議すべきという野党の要求があったが、政府与党はあくまで「一括法」に固執し、切り離しての審議を拒否した。

過労死促進法といわれる部分である。

（文責 飯島）

【手続き煩雑化で調査件数減】

悪役は改正通則法？！

読売新聞

7月30日付読売新聞29面に掲載された『国税遠のく「現場」』『手続き煩雑化 実地調査3割減』の記事。実地調査が調査手続の明確化(国税通則法改正)により3割減になっているという記事。

①1件当たりの調査日数が2.6日延びた、②調査件数も実地調査割合も減少したまま推移している、③調査の結果、企業や社員の不正発覚にもつながることがある、などとし、あたかも民主党政権時代の国税通則法改正に問題があるかの書きっぷりになっていて、総じて、調査の減少は問題であるという筆致です。

記事の冒頭には、「国税の存在意義にもかかわる」という「ある国税幹部」の発言も記載されています。この批判的精神のなさには驚かされます。そもそも調査は全数調査(悉皆調査)とすべきという法令の規定はありません。それどころか、調査は何年分をすべきかという規定もなく、およそ行政執行方針に委ねられているものです。過去には調査は1年分という時代があり、それが昭和48年頃に3年遅及に移行し現在に続いているものの、近年は、重加算税賦課対象の場合は5年遅及に、さらに7年遅及という状況に推移しつつあります。遅及年数が増えれば、1件当たりの増差税額(増差所得金額)が増えるので、「実績づくり」目的の執行姿勢との批判があります。国際的にみても、納税者との「緊張関係」持続が必要か、必要とした場合はどの程度の実調率の維持が必要かというような基準や水準、合意など存在しないし、調査件数が減ると脱税が増えるという証明もありません。根拠のない議論をしているようなものと言わざるを得ません。したがって、この読売の記事は、国税庁からレクチャーを受けた「よいしょ記事」といってよいでしょう。調査件数を増やすためには、国税通則法の手続き規定の再見直しが必要とマスコミに言わせたかったのかもしれません。なお、

国税庁発行の「国税庁レポート」では、調査結果の数字は微妙に変えていて(つまりは都合の良い数字に)、古くは実地調査件数を個人と法人についての3年推移と、1件当たりの申告漏れ所得金額(2年比較)を掲載していましたが、それが前年対比に代わり、今年(平成28事務年度)は所得税・法人税に加え、消費税と相続税を加えていずれもが対前年比で調査件数増加、実地調査における1件当たりの増差所得金額掲載はやめて対前年比の追徴税額総額を掲載しています。こちらもいずれもが増加したという数字になっています。ちなみに、平成18事務年度の調査件数は、個人・法人合わせて474千件、20事務年度には332千件に3割減となっているのですが、問題は何の数字をカウントしているかですね。23事務年度には「簡易な接触件数」とあわせて「年間約100万件の税務調査を実施」と宣伝していたのですが…。(岡田)

開示資料情報

3 0 ・ 7	3 0 ・ 7	3 0 ・ 7	3 0 ・ 7	3 0 ・ 6
議	全管個人課税第1統括官会 (請求中・開示延期)	全管法人課税第1統括官会 (請求中・開示延期)	全国國税局長会議 (請求中・開示延期)	全国國税局長会議 (請求中・開示延期)
議	会議	会議	会議	会議
*必要な方はセンターまで	開示延期	開示延期	開示延期	開示延期

総会での活発な議論を期待

センター活動日誌

- 4/26 東京土建
5/29 東京土建
6/06 東京税経新人会連続講座
6/01 東京税経新人会
6/11 センター第5回三役会議
6/19 センター第5回理事会
7/17 センター第6回三役会議
7/24 センター第6回理事会

研究部会予定

<税務行政・権利研究部会>

- ・第91回 9月 1日(土)PM1:30~
税務手続及び税務行政の電子化
消費税増税と実務対応上の問題点
- ・第92回 10月 20日(土)PM1:30~
滞納処分行政に変化はあるか
税制調査会の動きについて

<法人課税部会> 8月 9日(木)PM6:00~

*参加はどなたでも可。参加費は無料です。
*会場はセンターまでお問い合わせください。

当センターは、「民主的な税制、財政の確立のために、国内外わたる調査・研究を行う」という目的を掲げています。そして、税務行政・権利研究部会などで旺盛な活動が展開されています。その成果が公開講座や広報・会報で発揮され、公開講座では、100名を超える参加申し込みがあり、会員外の方も多数含まれています。東京税経新人会主催の税務調査連続講座（全5回）が6月からスタートしましたが、当センターの会員が講師を務め、そこでも100名を超える参加者があり、期待の高さの表れと自負しています。

しかし、当センターの会員及び活動の中心となるべき理事会も高齢化が進んでいます。このため、視野を広げ、意識的に非OB税理士、税理士以外の士業・研究者にも働きかけていく必要があります。特に、次代を担う若い人々への働きかけが重要です。来年は当センター創立25周年を迎えます。四半世紀にわたる活動の経験を生かし、新しい世代へ継承するにふさわしい活動が期待されています。

◆今年の一月一五日とうとう前立腺がんの手術を受けました。血液検査で四年ほど前からPSAの数値が四を超えて二七まで行きましたが、病院の直腸からの経直腸式検査では三回もスルーパス、しかしT病院から派遣されていた若い先生がセカンドオピニオンでT病院での経会陰式検査を紹介され四〇本の針を打たれ、ついにそのうちの二本にがん細胞付着。先生曰く「もう少し早くT病院に来ていれば…」とのつぶやきで、一瞬そんなに進行してたのかと真っ青になつたが、その後骨やリンパに転移がなかつたので手術でOKと診断◆手術は例の「ダビンチ」です、日本に三〇〇台ほどしかなく一台三億円近い値段のこと、しかも資格を持つ医師は二〇〇〇人程で熟練した医師はまだ少ないとの話です、「ダビンチ」は腹腔鏡の進化版といわれ、四本のアームをおなかに開けた小さな穴から体内に入れ一本は3Dのカラーカメラで残る三本に鉗子等の器具を取り付け、医師は手術台から離れた操作機「コンソール」に座つて操作、器具には三六〇度回転させることができる◆腹腔鏡よりも手振れのない手術が可能で術後の合併症を減らすことも可能で、何よりも傷は穴だけなので出血は少なく入院期間もほぼ一週間と開腹手術の半分程度で退院が可能です◆二〇一二年四月から前立腺がんでの「ダビンチ」手術は保険適用ですので前立腺がんの手術が必要となつたら即「ダビンチ」のある病院へ直行です。ただし、手術中はベッドもろとも三〇度以上頭が下に、お腹にガスを注入する等準備が必要ですが、本人は全身麻酔で眠つたままでから全く問題はありません。

(H.T)

ザ・コラム